

【談話】全国一斉学力テストについて～あらためて全国一斉学力テストの中止を求めます～

全日本教職員組合（全教）
書記長 今谷 賢二

1. 文科省は、8月25日、本年4月に実施された全国一斉学力テスト（全国学力・学習状況調査）の結果を公表しました。

全教は、これまでも、全国一斉学力テストが「過度な競争や序列化」を招くこと、子どもたちの実態を無視した「テスト対策」や「学力向上策」が押しつけられ、結果として、子どもたちの学習権が侵害されることにつながることを指摘し、その中止を求めてきました。

各地から報告される実態もそれらを裏付けるものとなっています。「学校行事は12月までに実施し、1月以降は学テ対策」「優秀な成果をおさめた学校に100万円の報奨金」「市町村の同意なしに正答率や校長名の公表」など、正答率のランク付けが競争をあおり、その結果を出すために子どもたちも学校も教職員も順位の競争に追い立てられています。学校では、本来の授業を削減して、「過去問練習」やドリルが押しつけられ、テストのためのテストが繰り返されています。こうした結果、子どもたちはかえって意欲を無くし、疲労を蓄積しています。さらに、PDCAサイクルが強調され、ランクの「上位の県に学べ」と授業方法や内容まで子どもたちの実態や学習状況を無視して押しつけられる事態も広がっています。このように、全国一斉学力テストは、国連子どもの権利委員会から再三再四にわたって勧告されている日本の過度に競争主義的な教育制度が自殺や不登校、いじめなどを助長しているという懸念をいっそうたかめるものとなっています。

2. 1960年代の全国一斉学力テストをめぐる争われた旭川学テ訴訟の最高裁判決（1976年）は、「試験問題の程度は全体として平易なものとし、特別の準備を要しないものとする」、「個々の学校、生徒、市町村、都道府県についての調査結果は公表しないこと」などを前提として、その違法性を否定しています。こうした前提が崩れている現状においては、旭川学テ訴訟に照らしても違法状態であることは明らかです。日弁連の会長声明でもこのことを指摘しつつ、「過度な競争教育を煽り、子どもの学習権・成長発達権を危うくするおそれが極めて高い」として、学校別の結果公表をしないこと、抽出調査に転換することなどを求めています。

さらに、多くの世界の教育学者が、PISA調査について「教育とは何であり、教育はどうあるべきかについての私たちの集団的想像力を危険なほどに狭ばめてしまい」「より多くの時間が選択式のテスト対策に割かれ、よりPISAに特化した『業者』製の授業内容が増え、教師の自主性を奪い、子どもたちや教室に悪影響をもたらし、教育を貧しくさせています」（経済協力開発機構教育局次長アンドレアス・シュライヒャー博士へのオープンレター）と指摘し、その見直しを求めています。

3. 8月28日、文科省は、全国一斉学力テストの委託事業について、小学校はベネッセコーポレーション（以下、ベネッセ）、中学校はJPメディアダイレクトが落札したと発表しました。全教は、7月25日、今年7月に明らかとなったベネッセの情報流出事件に際して、あらためて民間企業が事業を委託することについてその中止を求めましたが、国民的な批判がある中、引き続き民間業者に委託する上に、再び同一企業に決定することも許されないことです。

国に求められているのは、民間企業への委託費用も含め60億円以上もの予算を全国一斉学力テストに費やすのではなく、国の責任による少人数学級の実施や教育費の無償化など子どもたちが安心して学べるための条件整備です。

4. 以上のことより、全教は、あらためて全国一斉学力テストの中止を求めるとともに、全国の父母・国民、教職員の共同の力で、子どもたちの実態から出発する教育と教育政策を実現するため全力で奮闘することを表明するものです。

以上